

～外来受診の患者さんへ～

当院は、国の施策によりマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。患者さんご自身でマイナンバーカードを使用し、受付の認証端末での認証操作についてご協力をお願い致します。
*この仕組みは医療機関同士の連携による適切な診療や、診療費の抑制に寄与するものです。

- 当院宛の紹介状ご持参の患者さんは、受付にお出してください。
- 当院所定の問診票の記載をお願いいたします。
- 認証端末で患者さんの同意を頂いた場合、下記の内容が当院で観覧可能になり、診療に活用できます。
 - ≫ 健康保険証の資格の有無
 - ≫ 高額療養費制度の負担区分
 - ≫ 他院での投薬履歴
 - ≫ 特定検診情報
- マイナンバーカードによる承認の有無による初診・再診時の点数の違いは下記の通りになります。

≫ 承認がない場合

初診：医療情報・システム基盤整備体制充実加算1：4点 (3割負担：12円 / 2割負担：8円 / 1割負担：4円)	再診：対象外：0点
--	-----------

≫ 承認がある又は紹介状を持参頂いた場合

初診：医療情報・システム基盤整備体制充実加算2：2点 (3割負担：6円 / 2割負担：4円 / 1割負担：2円)	再診：対象外：0点
---	-----------

※初診料を算定する場合とは：過去に当院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料の算定をする場合がございます。



マイナ受付
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりにマイナンバーカードを使う新たな方法。それが「マイナ受付」です。

マイナンバーカードが**保険証として使えます。**

マイナンバーカードを保険証として使うと

- POINT 01 ！
より良い医療が可能に！
初めての医療機関でも、薬剤情報等の医療情報を伝え、今までに受けた薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
- POINT 02 ！
手続きなどで回数額以上の一時的な支払が不要に！
年度繰越用払戻金等がなくても、高額療養費制度における自己負担額を減らす支払が免除されます。

このステッカーが目印！

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは [マイナポータル](#)



医療機関でマイナンバーカードを
カードリーダーにかざすだけで使えます。
かざした後、顔写真で本人を確認します。

どうやって使うの？

ピッと
かざすだけ！

とっても簡単！

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めます。
正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

診療-F35-59-20240101